

施策名	目 標1－1地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり				担当部局名		地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室 大臣官房 地域脱炭素事業推進課 環境経済課 自然環境局 自然環境整備課温泉地保護利用推進室 国立公園課 環境再生資源循環局 資源循環課 本課 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 廃棄物適正処理推進課 本課 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 脱炭素モビリティ事業室								
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。				政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和7年8月					
達成すべき目標	2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。				政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進								
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）：第2章及び第3章 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）：IV.1. ・経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）：第2章3.(2) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）：第2章及び第3章 ・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和3年10月22日閣議決定）：「2050年カーボンニュートラルと総合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」															
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		達成	
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 温室効果ガス排出量・吸収量（CO2換算トン）		14億700万	H25年度	7億6,000万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく。		－
						11億1,000万	10億8,500万	-	-	-	-	-			
2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量（CO2換算トン）		12億3,500万	H25年度	6億7,700万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						9億8,700万	9億6,400万	-	-	-	-	-			
3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量（CO2換算トン）		1億3,480万	H25年度	1億1,450万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						1億2,460万	1億1,980万	-	-	-	-	-			
4 代替フロン等4ガスの排出量（CO2換算トン）		3,720万	H25年度	2,180万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						5,190万	5,240万	-	-	-	-	-			
5 吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量（CO2換算トン）		-	-	約4,770万	R12年度（R2年度）	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						5,360万	5,020万	-	-	-	-	-			

	6 デコ活応援団 (官民連携協 議会)参画者 数(企業、自 治体、団体 等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上		-					
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	地球温暖化 対策推進法 施行推進経 費 (平成10年 度)	1	004675	(5)	環境配慮型 先進トラック・ バス導入加 速事業(国土 交通省・経済 産業省連携 事業) (令和元年 度)	1.2	004735	(9)	温室効果ガス 関連情報基 盤整備事業 (平成16年 度)	1.2	004684	(13)	バッテリー交 換式EVとパッ テリーステー ション活用に よる地域貢献 型脱炭素物 流等構築事 業(一部経済 産業省連携 事業) (令和2年度)	1.2	004753	(17)	地域脱炭素 移行・再エネ 推進交付金 (令和4年度)	1.2	001900
(2)	脱炭素社会 実現に向けた 国際研究調 査事業 (平成26年 度)	1.2	004676	(6)	廃棄物処理 ×脱炭素化 によるマルチ ベネフィット達 成促進事業 (令和2年度)	1.2	004751	(10)	2050年ネット・ ゼロの実現に 向けたインベ ントリ整備・中 長期的排出 削減対策検 討等調査費 (平成29年 度)	1.2,3,4,5	004749	(14)	低炭素型 ディーゼルト ラック等普及 加速化事業 (国土交通省 連携事業) (令和2年度)	1.2	004754	(18)	地域共生型 地熱利活用 に向けた方策 等検討事業 (令和4年度)	1.2	005016
(3)	廃棄物処理 施設を核とし た地域循環 共生圏構築 促進事業 (平成24年 度)	1.2	004679	(7)	民間企業等 による再エネ 主力化・レジ リエンス強化 促進事業 (令和2年度)	1.2	004752	(11)	家庭部門の CO2排出実態 統計調査事 業 (平成25年 度)	1.2	004685	(15)	革新的な省 CO2実現のた めの部材や 素材の社会 実装・普及展 開加速化事 業 (令和2年度)	1.2	004755	(19)	環境保全と利 用の最適化 による地域共 生型再エネ導 入加速化検 討事業(令和 6年度)	1.2	007455
(4)	環境金融の 拡大に向けた 利子補給事 業 (平成25年 度)	1.2	004681	(8)	住宅のZEH・ 省CO2化促進 事業 (戸建:令和3 年度、集合: 平成30年度)	1.2	004761	(12)	「デコ活」(脱 炭素につなが る新しい豊か な暮らしを創 る国民運動) 推進事業 (令和4年度)	1.2,3,6	007457	(16)	産業車両等 の脱炭素化 促進事業 (令和3年度)	1.2	006220	(20)	建築物等の ZEB化・省 CO2化普及加 速事業(令和 6年度)	1.2	007456
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(21)	金融機関を通 じたバリュー チェーン脱炭 素化推進の ための利子 補給事業(令 和6年度)	1.2	007458	(25)	脱炭素社会 構築に向けた 再エネ等由来 水素活用推 進事業(一部 経済産業省、 国土交通省 連携事業) (平成27年 度)	1.2	004703	(29)	浄化槽シス テムの脱炭素 化推進事業 (令和4年度)	1.2	005018	(33)	プラスチック 資源・金属資 源等の脱炭 素型有効活 用設備等導 入促進事業 のうち、「高効 率廃熱回収 設備等導入 支援事業」 (令和5年度)	1.2	206	(37)	「脱炭素×復 興まちづくり」 推進事業 (令和3年度)	1.2	005002
(22)	運輸部門の 脱炭素化に 向けた先進的 システム社会 実装促進事 業(令和6年 度)	1.2	007459	(26)	森林等の吸 収源対策に 関する国内基 盤整備事業 費 (平成11年 度)	1.5	004705	(30)	地域共創・セ クター横断型 カーボン ニュートラル 技術開発・実 証事業(一部 国土交通省、 農林水産省 連携事業) (令和4年度)	1.2	005019	(34)	カーボンブ ライニング可 能性調査事業 (平成29年度)	1.2	004720	(38)	ゼロカーボン シティ実現に 向けた地域の 気候変動対 策基盤整備 事業 (令和3年度)	1.2,3,4,5	005003

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【温室効果ガス全体の排出削減】 ○将来の電力需要量や脱炭素技術の開発・実装の不確実性が大きい中、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくためには、地球温暖化対策計画のフォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図り、創造的に地球温暖化対策を実施することが必要不可欠である。毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策への強化を図っていく必要がある。 ○Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者には、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を図り、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減を実現するため、機器管理者・解体業者・自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。 ○フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討を進めるとともに、CO2吸収型コンクリートについて、インベントリ報告対象技術の拡充やJ-クレジット化の検討等を加速することで、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【国民への普及啓発】 ○「COOL CHOICE」等のこれまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。 ○令和4年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定した。 ○今後、デコ活応援団（官民連携協議会）を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。 ○国民の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトであり、かつ、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業に対する補助制度を創設した。				
	次期目標等への反映の方向性	【温室効果ガス全体の排出削減】	○毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策への強化を図っていく。また、法及び地球温暖化対策計画に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。			
	【施策】	【代替フロン等ガスの排出抑制】	○フロン類について、HFCの生産量・消費量の規制、新規出荷機器に使用する冷媒の低GWP化、使用機器からの漏えい対策の推進、廃棄機器の冷媒回収の推進等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。			
		【吸収源対策】	○パリ協定下において、引き続き気候変動枠組条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から、吸収量の算定・報告を進める。			
【測定指標】	【国民への普及啓発】	○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、認知拡大キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすること				
	【Scope3の排出削減の状況】	○ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。				
学識経験を有する者の知見の活用	SDGs目標との関係	【温室効果ガス全体の排出削減】	○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による排出・吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。			
		【代替フロン等ガスの排出抑制】	○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガスによる排出を目標値としていることから、測定指標は変更しない。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		【吸収源対策】	○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。			
		【国民への普及啓発】	○Oデコ活応援団（官民連携協議会）の参画者数は、地球温暖化対策計画の目標値に設定していないものの国民運動「デコ活」の進捗を測る上で重要な指標となるため、測定指標は変更しない。			
		【Scope3の排出削減の状況】	○ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について今後検討する。			
		【主な目標】	中期削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少しているという観点で、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。			
		【副次的効果が期待される目標】	地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいも経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。			

施策名	目 標1－2世界全体での抜本的な排出削減への貢献										担当部局名		地球環境局 脱炭素社会移行推進室 気候変動観測研究戦略室 地球温暖化対策課 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室						
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標を達成するための努力を継続することが世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和7年8月			
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。カーボンニュートラルに向けて、世界中でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化に貢献する。										政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)、第3部 ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定):「2050年カーボンニュートラルと総合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」 ・新しい資本主義実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定):IV. 個別分野の取組 2.宇宙 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂)第2章 具体的施策の柱 2.脱炭素社会に向けたトランジションの加速 ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定)第1章、第2章及び第3章 ・パリ協定(平成28年11月発効)第6条 ・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(令和5年7月28日閣議決定):4. 国際展開戦略																			
測定指標		基準値		目 標 値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
						年度ごとの実績値													
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
1		JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)(案件採択時の数値に基づく)	－	－	10,000	R12	－	－	－	－	－	－	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき設定。						－
						1,882	2,192	2,649	2,655	－	－	－							
測定指標		目 標			目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠											達成	
2		パリ協定の実施に向けた貢献	－		R12年度	パリ協定が2020年から本格実施となり、途上国の削減目標(NDC)の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。												－	
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)		脱炭素移行支援関連拠出・分担金	1,2	004693	(5)		アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業	1, 2	004744	(9)		－	－	－	(13)		－	－	－
(2)		気候変動枠組条約拠出金(平成16年度)	2	004739	(6)		温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業(平成26年度)	2	004746	(10)		－	－	－	(14)		－	－	－

施策名	目標 1－3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室				
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月		
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)第3条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条 ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)第1章第4節、第1章第5節、第3章5節 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)Ⅹ.4 ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)第2章4、第2章7、第2章8 ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表)第1章等															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度					
1 気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	-	-	47	R6年度	-	-	47	47	-	-	-	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする規定されているため。 また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度としたところ、目標を達成できなかったことから、引き続き都道府県における地域気候変動適応センターの設置を働きかけていく。				△
2 適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数	-	-	85	R8年度	-	-	-	65	-	85	-	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとする規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。				○
3 気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	-	-	気候変動適応計画の改定	R8年度	気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	-	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直ししていくこととされているため。				○
4 気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度			17	R7年度	13	14	15	17	18	18	-	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。		
					11	12	16	18	-	-	-					

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、令和7年に公表予定の気候変動影響評価報告書の検討を行った。 ○気候変動影響評価の評価手法の検討、科学的知見の収集のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。 ○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。	SDGs目標との関係	【主な目標】 気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、次期気候変動影響評価報告書の素案を作成した。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和5年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・広域協議会および適応全国大会を開催し、全国の地方自治体や関係省庁、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、適応策の推進のための連携を深めた。こうした取組により目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。 ・令和5年から開始した官民連携による早期警戒システム事業では、官民連携協議会を設置し、海外展開に関心がある技術提供企業との連携を実施している。また同時に、2国間でのバイ会合やASEAN環境大臣会合において、当該事業を紹介し企業による海外展開の足がかりを形成することで、目標9番「産業と技術確信の基盤を作ろう」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書																					
(環境省 R6 - ④)																					
施策名			目標 2ー1 オゾン層の保護・回復										担当部局名		地球環境局 フロン対策室						
施策の概要			オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 7年 8月			
達成すべき目標			オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。										政策体系上の位置付け		2. 地球環境の保全						
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)第3章、第2節1. (1)⑤																		
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成			
		年度ごとの実績値																			
			基準年度				目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
1		PRTRIによる オゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	-	-	減少傾向を維持		-	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。						○
								1,878	1,874	1,680	-	-	-	-							
2		業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	-	-	増加傾向を維持		-	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。						△
								40	44	44	-	-	-	-							
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号		
(1) フロン等対策推進調査費(平成元年度)		1,2,3	004768	(5) -		-	-	(9) -		-	-	(13) -		-	-	(17) -		-	-		
(2) -		-	-	(6) -		-	-	(10) -		-	-	(14) -		-	-	(18) -		-	-		
(3) -		-	-	(7) -		-	-	(11) -		-	-	(15) -		-	-	(19) -		-	-		
(4) -		-	-	(8) -		-	-	(12) -		-	-	(16) -		-	-	(20) -		-	-		

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
			(判断根拠)	○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○PRTRによるオゾン層破壊物質の排出は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和2年までに約80%減少するなど、着実な効果を上げた。 ○低迷する業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率を向上させるため2019年にフロン排出抑制法の改正を行い、2020年4月に施行された。改正後は、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対する直接罰の導入など、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みとし、都道府県による指導監督の実効性向上も図った。一方で、依然として廃棄時回収率は低迷しているため、改正フロン排出抑制法施行5年経過による法の見直しを実施し、廃棄時回収率の向上を図っていく。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	○地球規模のオゾン層全量は1990年代後半からわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いており、オゾン層破壊物質の排出量は今後とも重要な指標である。 ○機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みをより強化した改正フロン排出抑制法の適切な執行及び周知の強化を引き続き行っていく必要があり、設定していた業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)は今後とも重要な指標である。		
		【測定指標】	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)及び業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)		
学識経験を有する者の知見の活用		<参考:施策の実施における活用状況> ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等をとりまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。		SDGs目標との関係	【主な目標】 オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらに球温暖化対策計画に基づいて対策・施策を推進し、温室効果ガスであるフロン類の排出量削減を進め、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 関係省庁と連携し、オゾン層の保護・回復のための対策や地球温暖化対策を推進することで、有害紫外線による生態系への影響軽減に起因する多種多様な生態系の回復及び気候変動の緩和が進むこととなり、関連する目標11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15番「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—			

施策名	目 標2-2地球環境保全に関する国際連携・協力										担当部局名		地球環境局 気候変動科学・適応室 フロン対策室 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室					
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和7年8月		
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。										政策体系上の位置付け		2. 地球環境の保全					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定):第2部 ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年度法律第117号):第3条																	
測定指標	基準値	基準年度	目 標 値	目 標 年 度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
	1 多国間協力 案件数(上 段) 二国間協力 案件数(下 段)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。					
					82 179	87 96	100 113	(集計中)	—	—	—							
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	国際連合気 候変動枠組 条約事務局 拠出金 (平成21年 度)	1 004739	(5)	国際連携戦 略推進費 (平成23年 度)	1 004773	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—	
(2)	経済協力開 発機構拠出 金 (平成7年度)	1 004769	(6)	環境国際協 力・インフラ戦 略推進費 (平成10年 度)	1 004774	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—	
(3)	排出・吸収量 世界標準算 定方式確立 事業拠出金 等(再掲) (平成9年度)	1 004770	(7)	モントリオール 議定書多数 国間基金 拠出金(HFC 分)(ODA) (令和元年 度)	1 004775	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—	
(4)	国際連合環 境計画拠出 金等 (平成16年 度)	1 004771	(8)	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—	

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	【多国間協力】 ●持続可能な開発目標（SDGs）の実施 SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和6年度にも、対面及びオンラインのハイブリッド形式で1回開催し、SDGsに取り組む先進的な自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。 ●G7/G20 G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合及びG7プーリアサミット、並びにG20環境・気候持続可能性大臣会合（ブラジル（リオデジャネイロ））及びG20リオデジャネイロ・サミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、汚染などの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだコミュニケや成果文書の取りまとめに向けて、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。 ●TEMM 2024年9月に開催された第25回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM25）において各国の環境政策等に関する意見交換、TEMM22で採択された三カ国共同行動計画のレビューなどが行われた。 ●持続可能な都市に関するハイレベルセミナー（SDGsハイレベルセミナー） 2022年2月に開催された第12回目の本セミナーでは、グリーンで包摂的なコロナ禍からのリカバリーという観点から、世界の各都市が、より持続可能で強靱な都市へと変革すべく、着手している取組について共有するとともに、中央政府と自治体のパートナーシップなどマルチステークホルダー間での連携と、各都市の取組の面的展開が重要であることが紹介された。 ●脱炭素都市国際フォーラム 2022年3月に米国気候問題担当大統領特使室との共催で開催した本フォーラムでは、脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を有する都市の取組について、各都市の先進事例や国と地方の協働事例を共有するとともに、取組の一層の促進方策について議論し、国と地方の協働及び国際的な都市間連携の重要性を確認した。 【二国間協力】 ●アメリカ 2024年度は、日本の環境副大臣とマッケイブ環境保護庁副長官が、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ（伊）で会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。 ●EU 2024年度は、日本の環境大臣とフックストラ欧州委員が、COP29に出席のため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で会談し、気候分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認した。 ●カナダ 2024年度は、日本の環境大臣とカナダのスティープン・ギルボー環境・気候変動大臣が、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ（伊）で会談を行い、生物多様性、プラスチック対策、気候変動、資源循環、シナジー推進等の重要課題について意見交換した。 ●アジア各国 2024年4月に「インドネシア共和国環境林業省とのハイレベル環境対話」、2024年7月に「第4回日本・タイ環境政策対話」、2024年9月に「第8回日本・シンガポール環境政策対話」及び2025年1月に「第1回日本・フィリピン環境政策対話」を行い、今後も二国間及びASEAN地域における環境協力を強化していくことに合意した。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	経済協力開発機構拠出金を通じOECDとの協働により得られた知見や、国際連携戦略推進費を通じて把握した各国・国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を、多国間協力及び2国間協力の場における各種交渉に活用することにより、米、EU、加、豪などとの環境・気候の分野で連携を強化することができ、ステークホルダーズ・ミーティングの開催や、G7、G20といった多国間協議の場において持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードすることができた。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	設定していた「環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する」との目標は、環境・気候問題が世界的に重要視される昨今、当該分野で各国・各国際機関と連携強化を進め、世界の環境政策をリードすることは、今後とも重要な目標であり続ける。		
		【測定指標】	多国間協力案件数及び2国間協力案件数は各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる指標として引き続き有効		
学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> 各分野における第一人者や学識経験者等が参画し、新たな取組の原動力とするためのアイデア等を得る場として設置したステークホルダーズ・ミーティングにおいて、SDGsの国内における普及促進のため、多様なステークホルダーにおける取組を共有している。		SDGs目標との関係	【主な目標】 UNEPは、環境分野を対象とする国連の専門機関の一つで、SDGsの目標6、8、12、14、15、17にわたる25のSDG指標の管理者であり、SDGsの6、8、12、14、15、17が主な目標である。このUNEPとの協力により主に目標6、14、15の達成への貢献が期待できる。 出典：https://www.unep.org/unep-and-sdgs 【副次的効果が期待される目標】 上述の目標の他に、国連の多岐に渡る横断的な環境に関するプログラムを実施しているUNEPへの拠出により、SDGsの多くのゴールと協調性をもって貢献できる。当該組織の活動は多くの国々における環境政策ならびにSDGsの推進に貢献している。UNEPによるSDGsの活動と貢献が我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策ならびにSDGs関連政策としてインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行うことを目的とする。 なお、2024年3月に我が国はUNEPの最高意思決定機関である第6回国連環境総会（UNEA6）においてシナジーの推進に関する決議の採択を主導しUNEPやESCAP、UNDESAなどと協力した。本決議により、SDGsのゴール間のシナジーの促進が期待される。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	―				

施策名	目 標2－3地球環境保全に関する調査研究										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室 気候変動観測研究戦略室					
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月			
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。										政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全					
・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・気候変動適応法（平成30年法律第50号）第二十七条 国際協力の推進、等 ・革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定） 第2章 IV. 12. GHG削減効果の検証に貢献する科学的知見の充実 ・宇宙基本計画（令和5年6月13日閣議決定） 第4章（2）(b)リモートセンシング ・宇宙基本計画工程表（令和6年12月24日宇宙開発戦略本部決定）(2)5 リモートセンシング ・2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定）3. 分野横断的な主要な政策ツール																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度						
	1	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）で4点以上を獲得した課題数（4点以上の課題数／全評価対象課題数）の過去5年間の平均	－	－	75%以上	－	60%	60%	75%	75%	－	－	－	地球環境保全試験研究費は、研究開発成果の「社会的・経済的・行政的価値」、「科学的・技術的価値」等の必要性・有効性・効率性に関する指標を用い、事業終了後に「事後評価」を外部評価委員会により実施している。指標と目標の設定については、優れた研究であったと説明できる4点以上の研究開発課題が全体の75%(R5年度より見直し)を占めることが概ね国民理解を得られるラインと考えられ、また単年度ごとの評価では課題数が少なく適切な評価ができないため、過去5年間の平均とする。	○		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績）							測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					達成
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度						
	2	各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	－	－	－	－	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	－	－	－	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。	○		
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	地球環境戦略研究機関拠出金（平成10年度）	2004776	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金（平成16年度）	2004777	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－

	(3)	地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	1,2	004778		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—	
	(4)	GOSATシリーズによる地球環境観測事業 (平成18年度)	2	004989		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—	

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成										
		(判断根拠)	○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)において、4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。令和2年度～令和6年度の平均は89%で目標は達成された。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COPにおける交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。										
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—											
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	目標に向けて着実に進展しており、引き続き実施する。										
		【測定指標】	適切に測定できていることから変更しない。										
学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○地球環境保全試験研究費については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。 ○IGES((公財)地球環境戦略研究機関)の運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。 ○APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)の公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。 ○専門家によるGOSAT/GOSAT-2サイエンスチームでの議論をGOSAT/GOSAT-2の運用に反映させている。 ○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。					SDGs目標との関係	【主な目標】 GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費により、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測・監視を主導的かつ着実に実施することにより、気候変動とその影響の予測・評価による行政課題の解決等に資する科学的知見を累積した。当該取り組みにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ○パリ協定に基づく、より正確かつ透明性ある温室効果ガス排出量報告に向け、途上国におけるGOSATシリーズを利用した協力関係構築を進めている。当該取組によって、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献した。 ○GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費による、海洋、陸域等に関する継続的な観測研究により、気候変動問題だけでなく、観測対象(海洋、陸域)の科学的知見の蓄積にも寄与するという観点で、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—												

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書																
(環境省 R6 - ⑬)																
施策名		目標 4－1 国内及び国際的な循環型社会の構築								担当部局名		環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室				
施策の概要		循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。								政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 7年 8月	
達成すべき目標		循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。								政策体系上の位置付け		4. 資源循環政策の推進				
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)第3章等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第6章等 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)第2章等														
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
						年度ごとの実績値										
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 資源生産性 (GDP／天然資源等投入量)(万円/トン)		約25.3	H12年度	約60	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。			△
						約46.0	約47.5	-	-	-	-	-				
2 入口側の循環利用率(循環利用量／総物質投入量)(%)		約10	H12年度	約19	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。			△
						約16.6	約16.3	-	-	-	-	-				
3 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)		約35.8	H12年度	約44	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。			△
						約44.1	約43.3	-	-	-	-	-				
4 廃棄物最終処分量(百万トン)		約56	H12年度	約11	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。			△
						約12.3	約12.5	-	-	-	-	-				
5 循環型社会ビジネス市場規模(兆円)		約40	H12年度	80以上	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画、成長戦略フォローアップ工程表において目標が設定されている。			○
						約56.4	約63.2	-	-	-	-	-				
6 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移(億円)		約1979	R2年度	約2,500(仮)	R7年度	-	-	-	-	約2,500(仮)	-	-	成長戦略成長フォローアップ工程表において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。			△
						約1895	約1750	-	-	-	-	-				

測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠										達成
7	二国間及び 多国間の協 力の実施	—		—	廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。循環型社会形成推進基本計画では、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。										○
達成手段 （開始年度）		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	循環型社会 形成推進等 経費 （平成13年 度）	1,2,3,4,5	4826	(5)	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	—
(2)	循環経済移 行促進事業 （平成23年度）	5,6	4830	(6)	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	—
(3)	—	—	—	(7)	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	—
(4)	—	—	—	(8)	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	—
評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）			③相当程度進展あり										
		（判断根拠）			令和4年度においては、入口側及び出口側の循環利用率、廃棄物最終処分量について数値の改善が見られず、入口側及び出口側の循環利用率は近年横ばい傾向にあるが、資源生産性、循環型社会ビジネス市場規模においては長期的に増加傾向であり、廃棄物最終処分量も長期的には目標値の達成に近づいている。 さらに、我が国循環産業の海外展開について、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も、直近の数年は横ばい傾向であるが、長期的には増加傾向にある。										
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等													
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】			・第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源循環のための動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、多種多様な地域の循環システムの構築、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化、適正な国際資源循環体制の構築等を進め、各指標を向上させていく。 ・目標・指標に関するデータ整備、指標の改良に向けた継続的な取組を進める。 ・インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月、経協インフラ戦略会議決定）や第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月、閣議決定）等に基づき、ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野等のインフラの国際展開を支援する。具体的には、国際機関や地方公共団体等とも連携しつつ、制度・技術・人材育成の協力をパッケージで進め、環境上適切な廃棄物管理及びインフラ整備を具体的なプロジェクト形成を通じて促進する。										
		【測定指標】			資源生産性（GDP／天然資源等投入量）（万円/トン） 入口側の循環利用率（循環利用量／総物質投入量）（％） 出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物発生量）（％） 廃棄物最終処分量（百万トン） 循環型社会ビジネス市場規模（兆円） 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移（億円） 二国間及び多国間の協力の実施										

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ・第四次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するワーキンググループを開催し、有識者による指標・目標の達成状況の評価とその要因分析を行った。 ・中央環境審議会循環型社会部会において、第四次循環型社会形成推進基本計画の見直しのため、第五次循環型社会形成推進基本計画（案）について、有識者による議論を行った。 ・第五次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するワーキンググループを開催し、有識者による指標・目標の達成状況の評価とその要因分析を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 グローバル・サウスと呼ばれる国・地域において、廃棄物管理・リサイクルに係る制度・技術・人材育成の協力をパッケージで進め、具体的なプロジェクト形成を含む環境上適切な廃棄物管理及びインフラ整備を促進した。 加えて、循環経済工程表（令和4年9月公表）を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画の策定に取り組んだ。 これらにより、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境産業市場規模検討会 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）		【副次的効果が期待される目標】 我が国循環産業の海外展開促進のための実現可能性調査実施支援（令和6年度7件採択）、環境省の二国間クレジット制度（JCM）の設備補助事業を通じたバクニン省（ベトナム）の大型廃棄物発電施設の導入支援、研修等を通じた人材育成支援（令和6年度は12カ国110人以上）等を実施した。 これらにより以下のSDGsの目標にも貢献した。 ・SDG7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに） ・SDG9（産業と技術革新の基盤をつくろう） ・SDG11（住み続けられるまちづくりを） ・SDG13（気候変動に具体的な対策を） ・SDG17（パートナーシップで目標を達成しよう）

施策名	目標4-2各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進										担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月			
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)5.等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)5.等 ・成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)第3章等 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)Ⅵ.等																
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成	
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度						
1容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千トン]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定				△
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-					
2家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率 (%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定				-
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-					
3食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 (%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定				△
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-					
4建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	建設リサイクル推進計画2020に基づき設定				-
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-					
5自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類、AB)の再資源化率 (%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定				○
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-					
6小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量 [万トン]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定				×
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-					

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ・中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型家電リサイクル小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・各種リサイクル法に基づき、地方公共団体や事業者等によるリデュースやリサイクル等に係る取組を推進し、容器包装、製品プラスチック、家電製品、食品廃棄物、建設廃材、使用済自動車、使用済小型家電等の資源循環の促進を図った。これらにより、目標11 番「住み続けられるまちづくりを」と 目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について（環境省） ○家電リサイクル実績について（経済産業省、環境省） ○食品リサイクルの現状（農林水産省、環境省） ○建設副産物実態調査結果について（国土交通省） ○自動車リサイクル法の施行状況（経済産業省、環境省） ○小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について（経済産業省、環境省） ○プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況（一般社団法人プラスチック循環利用協会） ○スーパーマーケット白書（一般社団法人全国スーパーマーケット協会） ○コンビニエンスストア業界の「レジ袋削減」への取組みについて（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会）		【副次的効果が期待される目標】 ・リデュースやリサイクル等に係る取組の推進により、サプライチェーン全体のCO2排出量を削減することで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。

指標											別 紙	
測定指標			1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン] 7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]									
年度ごとの目標値				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	702	697	670	666	660	656	652	R9年度	652	
		実績値	685	662	634						(計画値)	
	イ	年度ごとの計画値	101	101	83	83	84	84	84		84	84
		実績値	72	73	71						(計画値)	
	ウ	年度ごとの計画値	313	314	339	340	341	342	343		343	343
		実績値	344	348	351						(計画値)	
	エ	年度ごとの計画値	726	727	762	770	780	792	793		793	793
		実績値	779	774	756						(計画値)	
指標2	－	年度ごとの目標値	－	－	－	－	－	－	－	R12年度	70.9	
		実績値	68.2	70.2	70.4							
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	－	－	－	R6年度	95	
		実績値	96	97							75	
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	－	－	－			75
		実績値	70	62							60	
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	60	60	－	－	－			60
		実績値	55	61							50	
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	－	－	－			50
		実績値	35	32								
指標4	－	年度ごとの目標値	－	－	－	－	97	－	－	R7年度	97	
		実績値										
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	－	－	－	各年度	70	
		実績値	96～97.5	96.4～97.4	96～97.3						85	
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	－	－	－			85
		実績値	95	95	96～97							
指標6	－	年度ごとの目標値	14	14	14	検討中	－	－	－	R5年度	14	
		実績値	9.6	8.9	8.6							
指標7	－	年ごとの目標値	－	－	－	－	－	－	－	R17年 (2035年)	100%	
		リサイクル+熱回収 [%]	88.2%	88.3%	89.5%							
		(リサイクル率)	24.5%	24.7%	25.6%							

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月	
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第5章等 ・廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)第3章等 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)第3章等														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	37	R12年度	— 41	— 40	— 39	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	△		
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	21	H24年度	26	R12年度	— 20	— 20	— 20	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	×		
3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	4.7	H24年度	3	R12年度	— 3.4	— 3.4	— 3.2	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	△		
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	33 19	33 25	33 25	33 —	33 —	33 —	33 —	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画	○		
5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合(%)	41	R2年度	46	R9年度	— 42	— 43	— 43	—	—	—	46 —	第五次循環型社会形成推進基本計画	△		
6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合(%)	0	R5年度	100	R9年度	— —	— —	— 0	—	—	—	100 —	第五次循環型社会形成推進基本計画	×		

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1)	循環型社会 形成推進交 付金(公共) (平成17年 度)	1,2,3	4843	(5)	—	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—
(2)	廃棄物処理 等に係る情報 提供経費等 (平成11年 度)	1,3,4	4840	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—
(3)	災害等廃棄 物処理事業 費補助金等 (昭和49年 度)	—	4841	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—
(4)	廃棄物処理 施設整備費 補助(平成12 年度)	—	4842	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	・現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。 ・リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めている。現状策定された都道府県はないため、今後の策定状況を踏まえて判断する。		
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ 他施策の 課題等	・環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。 ・リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少は特に紙類の減少に起因している。また、総資源化量のうち中間処理後再生利用量(市町村等が処理をし て資源化された量)、集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))、及び直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。 ・今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討・実施し、一般廃棄物の資源循環に資する取組を後押しする必要がある。			
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	・一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。 ・財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金等による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに 向けた一般廃棄物処理システムの指針)のうち、①と②を令和3年度に改訂し、③については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行等の廃棄物・資源循環分野の情勢を踏まえ、標準的な分別区分の提示などを含む改訂を行っ たところ。今後は3つのガイドライン等の更なる普及等に努め、市町村の3Rの取組支援を行う。 ・上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び優良事例の周知等を始めとする再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。 ・また、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。 ・上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めているものであり、現状策定された都道府県はない。今後の策定状況を踏まえてフォ ローアップ等行っていく。		
		【測定指標】	適切に測定できていることから、変更しない。		

学識経験を有する者の知見の活用	＜参考: 施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会循環型社会部会等	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・一般廃棄物処理行政の政策立案や政策実施後の処理の動向を確認することを目的として、全国の市区町村等に対して、排出 量、処理量、処理施設の整備状況、ごみ処理事業経費等の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を行 なった結果、各指標の目標に対して相当程度進展していたことを確認した。これは目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献 した。 【副次的効果が期待される目標】 ・市町村等が実施する、廃棄物の発電や熱回収等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を循環型社会形成推進交付 金等において支援した。これは目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(令和5年度版)		

施策名	目標 4－4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室			
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月	
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H24年度	374	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○		
					376	374	（速報値）365	－	－	－	－				
2 産業廃棄物の出口側の循環利用率（％）	36	H25年度	37	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○		
					37	37	－	－	－	－	－				
3 産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	8	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○		
					9	9	（速報値）9	－	－	－	－				
4 PCB廃棄物（変圧器類・コンデンサー類）の処理（台）	－	－	396,000	R7年度	－	－	－	－	396,000	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	△		
					387,108	393,390	395,111	（速報値）395,474	－	－	－				
5 PCB廃棄物（安定器・汚染物）の処理（t）	－	－	22,200	R7年度	－	－	－	－	22,200	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	△		
					17,560	19,687	20,779	（速報値）21,230	－	－	－				
6 産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（％）	60	R4年度	75	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画	－		
					57	60	62	（速報値）65	－	－	－				
7 産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年）	－	－	17	R12年度	17	17	17	17	17	17	17	第五次循環型社会形成推進基本計画	○		
					20	20	－	－	－	－	－				
8 目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	2	H28～R2年度	（累積）4	R4年度からR9年度の6年度間	－	－	－	－	－	－	4	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件）	○		
					－	2	3	3	4	－	－				

	9	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	3	3	3	3	3	3	3	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	○					
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	4.5,7	4842	(5)	産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	-	(9)	廃棄物等輸出入適正化推進費(平成8年度)	8,9	4859	(13)	-	-	-	(17)	-	-	-	
(2)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業(平成13年度)	4.5	4854	(6)	動静脈連携による資源循環情報活用推進費(令和6年度)	1,2,3,6	5011	(10)	産業廃棄物等処理対策等対策強化費(平成2年度)	1,2,3	0132	(14)	-	-	-	(18)	-	-	-	
(3)	PCB廃棄物対策推進費補助金(平成13年度)	4.5	-	(7)	産業廃棄物処理業における優良取組推進費(平成16年度)	1,2,3,6	4849	(11)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(平成19年度)	3	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-	
(4)	廃棄物処理システム開発費(平成13年度)	1,2,3	-	(8)	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業(平成29年度)	7	4864	(12)	産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	-	
	評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり															
			(判断根拠)		・産業廃棄物の排出量及び出口側の循環利用率は目標達成に向けて着実な進展がみられるが、最終処分量は微減傾向であり、令和12年度の目標達成に向け引き続き取り組む。 ・PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 ・産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率は、令和12年度の目標達成に向けて着実な進展が見られる。 ・バーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数は、令和4年度のCOP15で2件、令和5年度のCOP16で1件である。次回は令和7年度のCOP17であるが、すでにR4年度からR9年度の6年度間に3件という目標を達成している。 ・バーゼル条約違反の通報件数は令和4年度0件、令和5年度1件に続き、令和6年度1件と目標を達成した。															
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		・PCB廃棄物に関しては、令和7年度の目標達成に向けて順調に推移しており、令和7年度において目標を達成できる見込みである。																
		次期目標等への反映の方向性	【施策】		・現在の施策を継続する。															
			【測定指標】		・現在設定している目標を継続する。															
学識経験を有する者の知見の活用		<参考: 施策の実施における活用状況> 中央環境審議会循環型社会部会等								SDGs目標との関係		【主な目標】 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進や人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理を目的とする本施策において、実態調査等を通して、産業廃棄物の排出量の減少や出口側の循環利用率の向上等が確認されている。これにより、本施策は、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 まず、管理に特別な注意を払うことが求められるPCB廃棄物の処理の推進は、都市における環境上の悪影響の軽減に確実に貢献するものでもあるため、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に資するものとなっている。また、本施策を通じて、廃棄物処理法の法目的でもある、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に資するものである。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		産業廃棄物排出・処理状況調査等、廃棄物等循環利用量実態調査																		

施策名	目標 4－5 廃棄物の不法投棄の防止等											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課				
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月		
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進				
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成				
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度						
	1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）	90	H26年度	50	R7年度	50	50	50	50	50	－			－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：100件→50件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	×	
				81	72	66	－	－	－	－							
2 年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）	－	－	6	R9年度	－	－	13	13	12	6	6	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。	○				
					－	－	13	13	－	－	－						
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）	143	H27年度	100	R7年度	100	100	100	100	100	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：150件→100件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	○				
					107	134	100	－	－	－	－						
4 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件）	－	－	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。	○				
					0	0	0	0	－	－	－						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 不法投棄等未然防止・事案対策費（平成10年度）	1,2,3	4858	(5) ー	ー	ー	(9) ー	ー	ー	(13) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー	(21) ー	ー	ー
(2) クリアランス物管理システム運用費（平成18年度）	4	4856	(6) ー	ー	ー	(10) ー	ー	ー	(14) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー	(22) ー	ー	ー
(3) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（平成10年度）	1,2	－	(7) ー	ー	ー	(11) ー	ー	ー	(15) ー	ー	ー	(19) ー	ー	ー	(23) ー	ー	ー
(4) 水銀廃棄物等適正管理等推進費（平成26年度）	4	4856	(8) ー	ー	ー	(12) ー	ー	ー	(16) ー	ー	ー	(20) ー	ー	ー	(24) ー	ー	ー

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
		(判断根拠)	・不法投棄関係については、「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)」以外はいずれも目標を達成している。 ・クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	不法投棄関係については、「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)」のみが目標を達成できなかったが、当該「66件」における都道府県等の各対応については、21件が支障のおそれの防止措置、8件が周辺環境モニタリング、37件が状況確認のための立入検査等を実施又は実施予定である。また、これらのうち、都道府県等から不法投棄・不適正処理の行為者や排出事業者に対し措置命令が発出された事案は38件であり、そのうち、4件が行政代執行による支障のおそれの防止措置に着手している。 については、現状必要な対応はとられていると考えるが、引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいる。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・令和2年度に目標値の見直し(更に高い目標設定)を行ったものの目標を達成出来ていないことから令和7年度まで延長したところであるが、残存件数は着実に減少していることから、引き続き、目標達成に向けて現在の施策を継続する。			
		【測定指標】	・現在設定している測定指標を継続する。			
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考:施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会循環型社会部会等	SDGs目標との関係	【主な目標】 マニフェスト制度の徹底及び罰則等の法的措置や、都道府県等によるパトロールなどの「未然防止」、廃棄物処理法に基づく監督・指導による不法投棄と不適正処理の「拡大抑制」を行うとともに、発生した不法投棄等事案のうち生活環境保全上の支障又はおそれがある場合は、措置命令等で排出事業者責任を徹底してきた。また、日本からの有害廃棄物の不適正な輸出の防止に取り組むことで、海外輸出先の廃棄物問題を未然に防いだ。これらの取組は、国際的な廃棄物問題への対策や排出事業者に適正な廃棄物の管理を促し(「つかう責任」の意識醸成。)、目標12番「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 廃棄物処理法による不法投棄・不適正処理を起こさせない体制や生活環境保全上の支障又はそのおそれの速やかな除去などの取組は、目標14番「海の豊かさを守ろう」や目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に間接的に貢献できた。またバーゼル条約の議論や取り組みに貢献することで、廃棄物問題に関連する目標にも貢献すると考えられることから、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		産業廃棄物不法投棄等実態調査				

施策名	目 標4－6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室							
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進							
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）「第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（11）環境 ⑬」 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						達成	
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								
	1	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（％）＝ 浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口／浄化槽整備区域内の全人口	53	H29年度	73	R9年度	66	70	71	－	－	－	73	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。					
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	浄化槽指導普及事業費等（昭和59年度）	14866	(5)	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－		
(2)	－	－	(6)	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－		
(3)	－	－	(7)	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－		
(4)	－	－	(8)	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－		

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
		(判断根拠)	・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金等の補助金交付を前年から引き続き実施し、令和5年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して0.6ポイント上昇したが、目標に対する令和5年度における人口普及率は約－10ポイントと達成に至らなかった。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・浄化槽指導普及事業費等の活用により設置整備の促進を図り、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置は進んだものの、特定既存単独処理浄化槽の判定に必要な情報や判定手続のノウハウの共有が不足しており、措置実績が十分に進まなかったことが要因として考えられる。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・令和6年度に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を改訂し特定既存単独処理浄化槽判定の基準を定量的に示したところである。 ・令和7年度から、特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する少人数高齢者世帯への交付金基準額を増額するなど、経済的負担の軽減に向けた支援を強化。			
		【測定指標】	・引き続き、合併処理浄化槽の普及に向けて、廃棄物処理施設整備計画に掲げる試算値である浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽人口普及率72.5%(令和9年度)の達成に向けて施策を推進する。			
	学識経験を有する者の知見の活用	－		SDGs目標との関係	【主な目標】 ・そのまま放流すると生活環境に悪影響を及ぼすことのある生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換が着実に進捗した。当該取組によって、目標6番「安全な水とトイレを世界中へ」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の導入を進めた。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の「11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24～令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年～令和6年度 浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)					

施策名	目標 4－7 大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策										担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室		
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）2. 5等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）5. 4. 2等 ・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）2.（5）等 ・国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）第3章等													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%）	8	H25年度	100	R12年度	40	45	85	90	95	98	100	第五次循環型社会形成推進基本計画	○	
					72	80	86	－	－	－	－			
2 ごみ焼却施設における老朽化対策率（%）	77	H25年度	85	R7年度	85	85	85	85	85	－	－	廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画	○	
					86	88	87	－	－	－	－			
3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%）	51	R3年度	70	R7年度	－	55	70	70	70	－	－	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	○	
					51	66	78	－	－	－	－			
4 市町村の災害廃棄物処理計画における水害の想定率（%）	23	R2年度	60	R12年度	－	－	35	40	45	50	55	第五次循環型社会形成推進基本計画	△	
					28	31	34	－	－	－	－			
5 災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率（%）	都道府県91市町村21	R2年度	都道府県100市町村60	R12年度	－	－	都道府県100市町村30	都道府県100市町村35	都道府県100市町村40	都道府県100市町村45	都道府県100市町村50	第五次循環型社会形成推進基本計画	△	
					都道府県98市町村24	都道府県96市町村27	都道府県96市町村30	－	－	－	－			

	7	生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善	—	生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていることに加え、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成状況を把握するにあたり、生物多様性条約の各締約国は、同枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、同条約のCOP16で設定された指標を用いて評価し、国別報告書として報告することが求められているため。 ※点検・評価は令和7年度に実施予定										—
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	生物多様性保全等のための基盤的事業費(平成20年度)	1,2,4,6,7	004875	(5)	—	—	(9)	—	—	(13)	—	—	(17)	—	—
(2)	生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費(昭和48年度)	3,6	004870	(6)	—	—	(10)	—	—	(14)	—	—	(18)	—	—
(3)	ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費(平成19年度)	5,6,7	004877	(7)	—	—	(11)	—	—	(15)	—	—	(19)	—	—
(4)	国際分担金等経費(昭和54年度) (関連:28-②、28-③)	6	004869	(8)	—	—	(12)	—	—	(16)	—	—	(20)	—	—
	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)			③相当程度進展あり										
		(判断根拠)	＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・令和4年12月に採択された生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。令和6年7月には同戦略の国別目標と「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のグローバルゴール・ターゲットとの対応関係等の情報を生物多様性条約事務局に提出した。 ・令和7年度に予定している同戦略の実施状況の中間評価、並びに生物多様性条約の国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行い、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等を示す中間提言の令和7年中の取りまとめに向け、指標データを集積するとともに総合評価の方法案を決定した。 ・現存植生図(1/25,000)について、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において整備を実施し、令和5年度末に整備図面数100%となり、令和6年度に全国データ公開を完了した。 ・生物多様性地域戦略の策定状況は、令和7年1月時点現在、47のすべての都道府県及び178市区町村の合計225の地方公共団体において策定されている。 ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞ ・内閣府世論調査によれば、2014年度の生物多様性の認知度は46%であったが、2022年度には73%に上昇した。約90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているほか、約60%の国民が生物多様性の保全につながる活動を既に実施しているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」(事務局:環境省)において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。J-GBFの構成団体を通じて「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を呼びかけた結果、2024年3月時点の28から、2025年5月時点には900を超えるまでに急伸した。 ・2023年3月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づき、企業のネイチャーポジティブ経営への移行参画を促進するため、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)やネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップ開催、開示支援モデル事業のほか、TNFDとの共同研究や関連資料の翻訳等を実施。 これまでのところ、TNFDのアダプター企業数は我が国が158社(2025年5月時点)と世界最多となっている。 ＜国際的枠組への参加＞ 以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。 ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第11回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約締約国会議及び補助機関会合等に参加するとともに、当該新枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等に関する交渉を行った。												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。 ・一方で、生物多様性地域戦略については、すべての都道府県では策定済だが、市区町村においては、策定数が年々増加はしているものの、前提となる知識や情報の不足等の理由によりまだ全体の10%程度である。地域における生物多様性の保全を推進するためには、生物多地域地域戦略の果たす役割は重要であることから、策定の促進に向けて、引き続き技術的支援等を行いつつ形成された事例の普及や発信を進める必要がある。 ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞ ・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、引き続き様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。 ＜国際的枠組への参加＞ ・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。												

	評価結果		【施策】 <生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。 ・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえて、速報性を重視した衛星植生図の全国整備等を実施する必要がある。 ・生物多様性地域戦略については、未策定の市区町村において実効性のある地域戦略の策定が進むよう、令和5年度に改定した手引きも活用しながら、引き続き技術的な支援を行なう。 <生物多様性に関する各界各層への普及啓発> ・2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。 <国際的枠組への参加> ・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。 ・2022年12月に採択された、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。	
	次期目標等への反映の方向性		【測定指標】 <生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合> 「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としているため、測定指標も現状のものから変更しない。引き続き、現状の高い割合(90%)の維持に努める。 <生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合> 「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」から変更しない。生物多様性国家戦略2023-2030の行動計画において指標の一つとして設定しており、引続き、生物多様性の主流化及び国民や企業等を対象とした行動変容に向けた取組・検討を実施する上で適切な測定指標であると考えられる。 <衛星植生図の整備ブロック割合> 生物多様性保全施策の基盤情報となる植生図について、令和7年度から速報性を重視した衛星植生図の整備を開始する。令和11年度までの5年間で整備し(全国4ブロック)、令和12年度に全国分を一斉公開する予定。衛星植生図の整備ブロック割合を新たな測定指標とする。 <生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合> 生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根ざした様々な取組・努力に支えられていることから、自治体の主体的な取組状況を測る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向け、引き続き技術的な支援を行う。 <生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合> 「生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合」から変更しないが、目標設定値を90%に引き上げる。企業に自然に関する情報開示を求める「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の提言が2023年に公表され、2025年秋には(ネイチャーポジティブ経営に向けた)各企業の移行計画の立案に係る提言も示される見込みである他、2024年から、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、生物多様性、生態系及び生態系サービスに関するリサーチ・プロジェクトを開始している。そのため、今後の国際的な開示動向を見据え、まずは開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられる。 <生物多様性保全に係る国際的取組の状況> 「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まえて、日本としての世界目標への貢献も含めて総合的に評価することが望ましい。 <生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施> 「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」から変更しない。生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていること等から、適切な指標設定と考えられるため。 <生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合> 「生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合」から変更しないが、目標設定値を90%に引き上げる。企業に自然に関する情報開示を求める「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の提言が2023年に公表され、2025年秋には(ネイチャーポジティブ経営に向けた)各企業の移行計画の立案に係る提言も示される見込みである他、2024年から、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、生物多様性、生態系及び生態系サービスに関するリサーチ・プロジェクトを開始している。そのため、今後の国際的な開示動向を見据え、まずは開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられる。	
	学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> ・生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討に当たり検討会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。 ・生物多様性地域戦略の技術的な支援を行うにあたり、有識者の知見を活用した助言を行った。□ ・J-GBF総会における「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」の進捗に係る議論や、ネイチャーポジティブ経済研究会における「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づいたロードマップの検討等を通して、有識者の知見を活用した。 □	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、国際、国内、地域、様々な主体といったあらゆる階層における生物多様性保全に向けた取組を総合的に推進した。また、これらの取組による効果を点検・評価するために、基盤情報となる植生図の整備や我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行った。これらにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏まえた生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策(NbS)の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のバリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2023-2030		

			【施策】 <里地里山> 里地里山などの生態系について地域の特性に応じた保全、維持管理の取組を進め、自然共生サイトの認定につなげることは、今後も取り組む意義があるものである。各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組むことができるよう、地域活動の支援を進める。 <世界自然遺産> 世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することは世界遺産条約締約国の義務であるため、引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、順応的な保全管理を推進する。 <自然再生> 過去に損なわれた自然について自然環境の保全・再生を推進する目標は、今後も取り組む意義があるものであり、引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。 法定協議会(自然再生推進法に基づく多様な主体が参加した自然再生協議会)を目指す組織に対して昨年度に引き続き伴走支援を行う。昨年度は、3組織の伴走支援を行った。 <地域支援> 生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで今後の保全活動の推進に繋げるという目標は取り組む意義のあるものであるため、引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、地域の取組をより効果的に支援できるよう、一層の拡充を図る。 <国立・国定公園等> ・国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、引き続き、国立・国定公園における自然環境等の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。 ・引き続き、沖合海底自然環境保全地域について、適切な保護管理を実施するため、継続的にモニタリングを実施し、精度の高い科学的情報の蓄積を図る。	
	次期目標等への反映の方向性		【測定指標】 <里地里山> 里地里山等を対象とした自然共生サイト及び増進活動実施計画等の認定数について適切に測定できていることから、変更しない。 <自然再生> 自然再生協議会の設置数について令和7年度の達成状況を踏まえ、目標値の見直し等について検討する。 <国立・国定公園> 着実な公園計画の見直しと適切な保護管理の実施が重要であることから変更しない。	
	学識経験を有する者の知見の活用	<参考・施策の実施における活用状況> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 自然再生事業は過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としており、地域の多様な主体の参加により、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求めている。自然再生事業を推進していくことで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 国立・国定公園においては、自然的社会的状況の変化を踏まえた定期的な公園計画の見直しを行い、それに基づく自然再生、利用調整、外来種対策、鳥獣管理等を実施し、適切な保護管理を図っている。 各世界遺産地域においては、管理計画に基づき、地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、外来種対策、野生鳥獣管理、観光管理、河川再生、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組んでおり、世界自然遺産の顕著で普遍的な価値(OUV)が保たれている。また、利用者対応のための普及啓発体制や子どもの自然体験活動の推進体制を強化することで、副次的に目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・環境省報道発表資料「令和5年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の採択結果について」		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R6 - ②1)

施策名	目標 5－3 野生生物の保護・管理											担当部局名	自然環境局 野生生物課		
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。											政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）第2部 行動計画 第1章 生態系の健全性の回復 行動目標1-3、1-5、1-6、第2章 自然を活用した社会課題の解決 行動目標2-5														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	－	－	15%	R12年度	－ 11.3%	－ 11.7%	－ 11.9%	－ 12.8%	－	－	－	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。	－		
2 絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）	－	－	100%	R6年度	－ 100%	－ 100%	100% 100%	100% 99.9%	100% －	100% －	100% －	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。	△		
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減（推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する）	推定の中央値 ニホンジカ311万頭 イノシシ127万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減（ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭）	R10年度	－ ニホンジカ325万頭、イノシシ87万頭	－ ニホンジカ318万頭、イノシシ78万頭	ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭 集計中	－ 集計中	－	－	－	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが（生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-7 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の適正管理の推進〔重点〕」）、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。	×		
4 奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000農日当たりの捕獲数）	－	－	0頭	R6年度	－ 0頭	－ 0頭	0頭 0頭	0頭 0頭	－	－	－	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マンガースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。	○		
5 ヒアリの定着地点数	－	－	0地点	R6年度	－ 0地点	－ 0地点	0地点 0地点	0地点 0地点	0地点	0地点	0地点	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。	○		
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							達成			
6 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理		－		鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。							○			
7 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。		－		外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。							○			

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞ ・シカの推定個体数の減少ペースが遅く、捕獲数が半減目標の達成に向けて捕獲対策の更なる強化が必要であり、効果的に個体数を減らすため、雌の捕獲強化が必要。 ・イノシシは増加率が高いため、半減目標の達成後も高い捕獲圧を保つことが必要であり、県境や市町村界での連携した捕獲促進が必要。 ・実際に捕獲を行う狩猟免許所持者はピーク時より少なく、特に今後、熟練した銃猟免許所持者の減少が見込まれるため、これを補うための対策が必要。 ・狩猟者の資質向上に加え、狩猟組織としての体制強化や高い技術力を持った事業者の育成が重要であり、ICTなどの新技術等を用いた効率的な捕獲が必要。 ＜絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）＞ ・第5次レッドリスト（植物・菌類）において、新たに絶滅と判定されたヤクシマスギバゴケ等の4種は、いずれも過去50年以上に渡り生育が確認されていない種であり、近年何らかの保全措置を講じることは事実上不可能であった可能性が高い。 ＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞ ・遺伝子組換えナタネに係る影響監視業務は、カルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実を図ることを目的として、約20年にわたり実施され、多くの知見が蓄積されていることから、今一度、これまで蓄積してきた知見を総括・分析することで、引き続き遺伝子組換えナタネについて本業務を実施すべきか検討する必要がある。 ・ヒアリは平成29年の国内初確認以降、これまで毎年10～25事例程度が確認され、令和元年からは5年連続で大規模な集団が確認されている。また、有識者からは、海外のヒアリ定着国においては、ヒアリ初確認から、概ね6～10年後に定着が確認された事例が多いことが指摘されている。以上のことから、引き続き最大限の警戒が必要な状況であり、水際対策を徹底し、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ必要がある。		
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 ＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護増殖による種の保存＞ ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護増殖による種の保存を推進していく。 ＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞ ・イノシシについては個体数が順調に減少しているが、ニホンジカの個体数は依然として高い水準にあることから、令和10年度の半減目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。 ＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞ ・遺伝子組換え生物等による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物等に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い（平成31年2月8日付局長通知）については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。 ・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。	【測定指標】 ＜絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合＞ ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。 ＜絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）＞ 新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。ただし、過去50年以上に渡ってその生息・生育が確認されなかったことを理由として絶滅と判定された種を除く。 ＜奄美大島におけるマングースの自動撮影カメラによる撮影枚数＞ ・平成8年度防除開始以降2万頭以上を捕獲した結果、令和6年度に奄美大島におけるマングースの根絶を達成した。令和7年度からは、根絶を維持するため、近隣の島からの再侵入防止のためのモニタリングを行っており、モニタリングの一環として設置している自動撮影カメラによる撮影状況を指標として取組を実施していく。 ＜ヒアリの定着地点数＞ ・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。 ＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞ ・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き現指標を目安として取組を実施していく。 ＜都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数を測定指標に追加する＞ ・クマの被害防止のため、人とクマの住み分けが重要であることから、ゾーニング管理を推進していく。	
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、ヒアリングの実施、検討会の開催を通して、学識者の科学的知見を活用した。 ・改正種の保存法の施行（平成30年6月1日）を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 ・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物の取扱いについても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。 ・特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・クマ類）の保護管理方針や、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定等に関して科学的な検討を行うため、それぞれの種ごとに保護及び管理に関する検討会を設置し、学識者の知見を活用した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・絶滅危惧種の把握や国内希少野生動植物種の新規指定・保護増殖により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 ・生態系への被害をもたらすニホンジカ等の捕獲を通じた鳥獣の保護・管理により、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 ・遺伝子組換え生物対策及び外来種対策の推進により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・レッドリストの作成や国内希少種指定により、人々が自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつことに貢献し、地域住民や関係者と連携した希少種保全の取組を進めるとともに、気候変動による影響が懸念される国内希少野生動植物種について保護増殖事業を進めた。これらにより、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」及び目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 ・遺伝子組換え生物等の適切な技術開発により、目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に貢献できた。 ・ヒアリを始めとする、健康被害を引き起こす侵略的外来種の対策推進により目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に、防除技術の開発により目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に、防除活動等における、市民を含む多様な主体の参画促進により目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・第5次レッドリスト（植物・菌類）・鳥獣関係統計・根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるフィリマングース防除実施計画（令和3年度～令和7年度）			

施策名	目標5-6東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)	担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課			
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月	
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進			

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等					
-----------------------------------	------------------------------	--	--	--	--	--

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	基準年度	目標年度											
1 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	458	H23年度	6,994	R7年度	6,994	6,994	6,994	6,994	6,994	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和7年度目標として、利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしている。	×
				2,803	3,373	4,147	集計中	-	-	-			
2 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	50	H30年度	50	R7年度	-	-	40	45	50	-	-	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」(以下「トレイル」)を歩くが増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩くものの増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。 平成30年までは踏破認定の対象が一部の区間のみであったが、令和元年度の全線開通に伴い、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度を創設した。以降、コロナ禍の状況もあり認定証の年間発行数が減少したため、新たな制度創設及びコロナ禍前である平成30年度の数値を目標値として設定した。	△
					31	30	36	44	-	-	-		
3 イノシシの出現頻度(RAI)を前年度実績値以下とする。 RAI: 以下の計算式で定義される相対的密度指標。 RAI=イノシシ撮影頭数/カメラ稼働日×100	-	-	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。	-	27.1	14	2.2	5.5	4.1	-	-	帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、自動撮影カメラによるイノシシの出現頻度を測定指標とする。	○
					14	2.2	5.5	4.1	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 国立公園等利用等推進事業費内ロングトレイル体制強化等推進事業	1,2	005013	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-

	(2)	帰還困難区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（平成25年度）	3	000646		(6)	—	—	—		(10)	—	—	—		(14)	—	—	—		(18)	—	—	—
	(3)	—	—	—		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分）		③相当程度進展あり																			
			（判断根拠）		・目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。 ・令和6年度のイノシシの出現頻度（RAI）は前年度よりやや減少した。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である三陸復興国立公園（旧陸中海岸国立公園）の主要な利用拠点等の施設を復旧し、公園の利用者数も増大していることから、施策の方向性は妥当と考えているが、コロナ禍の影響により利用者数の停滞や利用ニーズの変化により震災からの復興は道半ばであるため、引き続きの取組が必要である。 ・特に、身近な自然の価値が再認識され、健康志向が高まる中、二酸化炭素を排出せずに心身の健康にも通じるロングトレイルの利用を新たな価値として発信し、その持続的な活用を推進することにより、国民の心身回復や交流人口の増加を図るうえで、みちのく潮風トレイルの取組を推進する必要がある。																					
			次期目標等への反映の方向性	【施策】		・東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興を進める上で、地域に訪れる人を増やすことで、地域経済の活性化につなげることが重要であるから、三陸復興国立公園及びみちのく潮風トレイルの利用増大のための取組の実施が引き続き必要である。																		
【測定指標】		＜三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数の推移＞ ・震災からの復興・復旧のため、引き続き三陸復興国立公園の整備等の取組を進めて行くことから、三陸復興国立公園の利用者数を次期目標においても測定指標として設定する。 ＜みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）＞ ・震災からの復興・復旧のため、引き続きみちのく潮風トレイルの利用促進の取組を進めて行くことから、みちのく潮風トレイルの踏破認定証の発行数を次期目標においても測定指標として設定する。 ＜イノシシの捕獲数＞ ・これまでの捕獲の効果と豚熱の発生によりイノシシの生息数は減少傾向にあるが、豚熱の発生も収まりつつあることから、復興に向けてイノシシの低密度を維持するため、自動撮影カメラによるイノシシの撮影頻度を前年度以下に維持することを指標とした上で、目標の達成を図っていく。																						
学識経験を有する者の知見の活用		—								SDGs目標との関係				【主な目標】 みちのく潮風トレイルにおいて、地域の参画によるサービスの向上と交流人口の拡大、民間事業との連携強化を図るとともに、「ロングトレイルの維持管理・運営システム構築の考え方」を取りまとめた。また、必要な普及啓発方法を検討・実施し、CO2を排出せずに心身の健康増進に通じるロングトレイルの利用を新たな価値として発信した。これらにより、みちのく潮風トレイルや三陸復興国立公園の利用増大が図られるとともに、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。また、東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興のため、トレイル周辺の自然環境モニタリングや、イノシシの捕獲等を実施することにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に寄与できた。 【副次的効果が期待される目標】 トレイル利活用の促進による交流人口の増加やインバウンドの取り込みは、地域の振興や雇用回復にも寄与するため、目標8番「働きがいも経済成長も」の達成への貢献ができた。また、トレイルの利活用を通じ、震災の記憶や記録、教訓を伝え引き継ぐことは、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成への貢献もできた。										
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		自然公園等利用者数調																						

施策名	目標 6－1 環境リスクの評価										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室 企画課熱中症対策室				
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年		
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④人の血液・尿・毛髪モニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進				
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度					
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	－	－	80	R6年度	80	80	80	80	80	－	－	化学物質対策に係る関係課室から一般環境における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。				×
					72	64	87	54	－	－	－					
2 環境リスク初期評価実施物質数	－	－	14	R6年度	14	14	14	14	－	－	－	環境中の化学物質による人の健康や生態系への影響に関してスクリーニングを行う環境リスク初期評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。				×
					15	12	13	12	－	－	－					
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	132	H27年度	240	R6年度	220	230	240	250	260	－	－	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえ評価対象物質として選定した物質数(累積)を測定指標として設定した。目標値は、選定に伴う作業量、選定後の評価に要する作業量、これまでの実績等を踏まえて設定した。				○
					219	231	242	258	－	－	－					
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	－	－	3,000	R6年度	3,000	3,000	3,000	3,000	－	－	－	化学物質の一般的な国民のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。				○
					6,494	4,984	5,940	4,808	－	－	－					

	5	子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	—	—	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	—	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	—	—	—	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにするためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。	○					
	6	スギ雄花花芽調査対象都道府県数	17	令和4年度		23	R15年度	17	17	18	23	—	—		—	スギ雄花の花芽調査は林野庁と当省で共同して行っている。令和5年5月に「花粉症対策の全体像」(関係閣僚会議決定)において「花芽調査の強化」が示されたことを踏まえて、スギが少ない沖縄県を除く46都道府県の半数の調査を当省が担当するため。	○			
	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標		行政事業 レビュー 事業番号			
	(1)	環境リスクの評価事業 (昭和49年度)	1, 2, 3, 4, 6	'004981		(5)	—	—	—		(9)	—	—	—		(13)	—	—	—	
	(2)	子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) (平成22年度)	5	4797		(6)	—	—	—		(10)	—	—	—		(14)	—	—	—	—
	(3)	—	—	—		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—	—
	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—	—
		目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり															
			(判断根拠)		①化学物質環境実態調査の実施について、令和6年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、54の物質・媒体について調査を行ったが、目標値を下回っている。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、12の物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、令和6年度に16の物質を選定し、目標を達成した。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和6年度に得られた生体試料(血液・尿・毛髪)の化学物質分析データ数は4808であり、目標を達成している。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。 ⑥スギ雄花花芽調査対象都道府県数については、令和6年度の都道府県数は23県であり、目標を達成している。															
	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	①一部の物質・媒体における調査について入札が不調となり、調査が実施できなかったためである。 ②リスク評価の実施にあたっては有害性情報・モニタリングデータ等の基礎情報を収集した上でリスク評価の実施可否を判断することになるが、評価に足る科学的知見が存在しない候補物質が多かったためである。																	

		次期目標等への反映の方向性	【施策】	①③⑥着実に進展しており、引き続き実施する。		
			【測定指標】	①③適切に測定できていることから、変更しない。 ⑥これまで調査対象ではなかった沖縄県において調査を行い、今後、沖縄県を調査対象に含めるかどうかの検討を行う。		
	学識経験を有する者の知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ ①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」及び関係する下部委員会に関係分野の有識者に参画いただき、その知見を活用している。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。 ⑥調査の実施に当たっては、有識者から指導を受けながら実施することとしている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 ①化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質の調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めることで、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 ②化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止することを目的に、環境リスク初期評価を実施している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標14「海の豊かさを」の達成に貢献した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価し、リスクが懸念される物質を同定していくことは、目標14「海の豊かさを守ろう」及び15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。 ④化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることを目標として、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を着実に実施することで、目標3「すべての人に健康と福祉を」への達成に貢献した。 ⑤環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的に、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を着実に推進している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報として、スギ雄花花芽調査結果を提供して、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ②環境リスク初期評価より得られた情報を踏まえ、規制担当部局と連携を図ることで化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討の成果はインターネット上で公開しており、事業者による安全な製品の製造や、市民による安全な商品の選択の際に活用できるので、目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 ④本業務では、化学物質の日本人へのばく露状況を継続的に把握し、適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 ⑤本調査は、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		①「化学物質環境実態調査のあり方について」（令和2年度版） ①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況（中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（第29回）資料2-3） ②化学物質の環境リスク評価（第23巻） ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」への報告資料 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について ⑤参加者ステータス集計表（コアセンター作成）、研究の進捗について（令和6年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-2） ⑥花粉症に関する調査・検討業務報告書			

施策名	目標 6-2 環境リスクの管理	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室			
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。		政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。		政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進		

施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等									
----------------------------------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
	基準年度	目標年度												
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。なお、製造・輸入者からの届出に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。	○	
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合においてTG案の提出、採択	-	SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)、卵内投与試験法のSOPの提出	-	-	-	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に作成したTG案について検証試験を実施しながら、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことを目標として設定した。卵内投与試験法については、R5年度にSOP案を作成したことを踏まえ、R6年度はSOPを提出することを目標として設定した。	○	
					SPSF案の提出	各国意見を踏まえたヨコエビ試験法の見直し、卵内投与試験法のSPSF案の提出	ヨコエビ試験法の検証試験を実施、卵内投与試験法のSOP案を作成	ヨコエビ試験法の検証試験を実施、卵内投与試験法のSOPを提出	-	-	-			
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量(トン)の把握	-	-	110,000	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29～令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。(R7.5月現在の最新データはR5排出年度のもの。)	-	
					125,452	122,313	136,877	-	-	-	-			
4 化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(11以上)	-	20以上	16以上	10以上	11以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。	○	
					10	9	11	27	-	-	-			
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	1, 2	004933	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-

施策名	目標 6－3 国際協調による取組										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室							
施策の概要	化学物質関係の各条約（POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）、水銀に関する水俣条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進							
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成		
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								
	1	POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度（一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数）	－	－	11物質	R5年度	11	11	11	11	11	－	－	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」（平成22年3月）の調査対象物質選定要件に基づき設定した。					○
						11	11	11	11	－	－	－							
2	途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数（累積）	0	H27年度	－	－	－	－	16	－	－	－	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、目標値を設定しないこととしたが、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことから、令和6年分の目標値を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響から設定していた令和8年度の目標値は削除した。 ・令和6年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。					○		
						9	11	15	16	－	－	－							
3	GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数（再分類を含む）	－	－	－	－	170	160	160	80	70	－	－	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals 化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類物質数が必要な物質数の目標値として年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。					○	
						170	161	160	80	－	－	－							
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	国際協調による化学物質対策事業（仮称）（平成10年度）	1, 2, 3	004936	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	

	(3)	—	—	—		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		②目標達成																			
			(判断根拠)		①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和6年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質(群)を選定して調査を行い、目標値を達成した。 ②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和6年度も新たな協力プロジェクトを1件形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、案件形成の見通しを立てにくい状態であったため、令和2年度から目標値を空欄とし、令和8年度の目標値として「16件」としていた。しかし、令和5年5月に「5類感染症」に移行したため、令和8年度の目標値を削除し、令和6年度の目標値を設定した。令和6年度までに16件を形成・支援し、目標値を達成した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成した。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		—																				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】		①令和7年度においても継続的にPOPs条約対象物質の有効性評価を実施するために、モニタリング調査を行う。 ②令和7年度においても引き続き、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援を進める。																			
	【測定指標】		①POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質(群)を選定して調査を行う。物質数のみではなく、物質名と物質毎の選定理由を記載する。 ②これまで順調に成果を出し令和6年度で目標値を達成したため変更せず、目標値はこれまで取り組んでいる活動のうちでプロジェクト形成が期待されるものとして令和7年度目標値を設定する。																					
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ ①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。 ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。 ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。					SDGs目標との関係					【主な目標】 ライフサイクル全体を通じて地球規模で水銀を規制する「水銀に関する水俣条約」を適切に履行するため、国内外において活動を行い、環境や人体への水銀によるリスク低減を図った。また、条約有効性評価や水銀の放出など、国際的な議論が続いている分野においては、日本からも積極的に貢献をした。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 また、POPs規制対象物質において、モニタリング調査を通じて環境中の存在状況の把握に努めるなど、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 日本の優れた水銀対策技術の途上国への展開を目標の一つとし、過年度に引き続き5か国程度を対象とした各種調査(対面形式含む)や水銀対策技術に関するオンラインワークショップの開催を行った。また、水俣条約締結時の経験を活かし、条約をまだ締結していない国に対して水俣条約締結に向けた研修を行った。当該取組によって、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」と目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。												
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		①「化学物質環境実態調査のあり方について」(令和2年度版) ①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第29回)資料2-3)																						

施策名	目 標 6－4 国内における毒ガス弾等対策										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月			
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解)第一～第三 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)第1 1. (1) 陸域の事案A 「第六次環境基本計画」(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
			基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度						
	1 A事案区域等における環境調査等件数	－	－	－	－	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	－	－	－	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)	○			
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	－	－	－	－	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	－	－	－	健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解)	○				
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)	1、2	168	(5) ー	ー	ー	(9) ー	ー	ー	(13) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー
(2) ー	ー	ー	(6) ー	ー	ー	(10) ー	ー	ー	(14) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー
(3) ー	ー	ー	(7) ー	ー	ー	(11) ー	ー	ー	(15) ー	ー	ー	(19) ー	ー	ー	(19) ー	ー	ー
(4) ー	ー	ー	(8) ー	ー	ー	(12) ー	ー	ー	(16) ー	ー	ー	(20) ー	ー	ー	(20) ー	ー	ー

			(各行政機関共通区分)	②目標達成		
		目標達成度の測定結果	(判断根拠)	①地権者からの要望に基づき、環境調査等を2件を実施した。 ②茨城県神栖市における緊急措置事業については、141名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。		
	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—			
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	目標達成に向けて着実に進展しており引き続き実施する。		
			【測定指標】	・地権者の要望に基づく環境調査の数 ・医療手帳の交付数		
	学識経験を有する者の知見の活用		<参考：施策の実施における活用状況> 有識者等による「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会(令和7年3月)」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会(令和6年9月)」において、今後の方向性等について検討いただいている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 旧軍毒ガス弾等対策を推進すること、及び、ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して継続的に支援を実施することにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。
						【副次的効果が期待される目標】 環境調査結果を自治体及び地権者等に連絡するとともに、緊急措置事業の成果を環境省HP上に公表している。これにより、目標11番「住み続けられるまちづくり」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第6次報告書(作成者：ジフェニルアルシン酸等のリスク評価に係るワーキンググループ、作成時期：令和 5 年 6 月)」(茨城県緊急措置事業)				

施策名	目標9－1地域の脱炭素化の推進					担当部局名		大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室					
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。					政策評価実施予定時期			政策評価実施時期	令和7年8月			
達成すべき目標	・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。					政策体系上の位置付け		9. 地域脱炭素の推進					
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」												
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率	－	一年度	100%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。	－
2 地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率	－	一年度	100%	R12年度	91%	92%	93%	94%	95%	96%	－	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定をするものと定められているため	○
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数（累積）	－	一年度	1,000施設	R7年度	－	－	－	－	1,000施設	－	－	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため	－
4 脱炭素先行地域選定数（累積）	－	一年度	少なくとも100地域	R7年度	－	－	－	－	少なくとも100地域	－	－	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。	－
5 脱炭素化支援機構の実投融資額（累積：億円）	－	一年度	5,020億円	R32年度	－	－	－	－	－	820	－	株式会社脱炭素化支援機構は、資金供給その他の支援を通じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援しており、脱炭素化支援機構の実投融資額を測定指標とした。	－

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	ゼロカーボン シティ実現に 向けた地域 の気候変動 対策基盤整 備事業(令和 3年度)	1.2	5003	(5)	特定地域脱 炭素移行加 速化交付金	1.2.4	7469	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—
(2)	地域脱炭素 実現に向けた 再エネの最大 限導入のた めの計画づく り支援事業 (令和3年度)	1.2	4767	(6)	株式会社脱 炭素化支援 機構出資金 (令和4年度) (財政投融 資)	5	5851	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—
(3)	地域レジリエ ンス・脱炭素 化を同時実 現する公共施 設への自立・ 分散型エネ ルギー設備等 導入推進事 業(令和2年 度)	3	4766	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
(4)	地域脱炭素 移行・再エネ 推進交付金 (令和4年度)	1.2.4	1900	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—

評価 結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり															
		(判断根拠)		・下記施行状況調査によると、ゼロカーボンシティの表明を行った地方公共団体における区域施策編の策定率については、令和6年10月1日時点で72.1%となっており、昨年度と比較し策定率が増加している。なお、未策定の27.9%のうち、63.5%が令和6年10月以降に策定を行う予定である。R12年度までに目標値の達成に向け、令和7年2月に新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けた施策を行う必要がある。 ・下記施行状況調査によると、地方公共団体における事務事業編の策定率については、令和6年10月1日時点で94.5%となっており、R6年度の目標値を達成している。なお、事務事業編は未策定の5.5%のうち、2.7%が令和6年10月以降に策定を行う予定である。R12年度までに目標値の達成に向け、今後策定予定の地方公共団体や温室効果ガス排出量の削減等のための施策を行う必要がある。 ・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R6年度までに累計1012箇所(見込み)と順調に増加しており、R7年度までの目標達成が見込まれる。 ・脱炭素先行地域については、2025年度(令和7年度)までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和6年度においては9月に第5回として9地域選定し、これまでに合計で81地域選定されていることから、目標値の達成が可能と考えられる。															
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		○「ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業」の実施により、実行計画の量(各地方公共団体の温室効果ガス排出量等の見える化や実行計画策定・実施マニュアル等の技術的助言による策定率向上)と質(地域共生型再エネの促進など具体の事業推進等につながる実行計画の策定)の向上が図られつつあるが、引き続き、実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な市町村を適切な形で支援する必要がある。 ○地方公共団体の脱炭素への取組の機運が高まっており、計画づくりに対する需要が増大しており、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において多くの地方公共団体の支援を実施している。この機運を逃さないためにも、必要な予算の確保に努め、引き続き地方公共団体の脱炭素への取組を支援する必要がある。 ○地方公共団体の区域における温室効果ガス排出量の削減等の取組を着実に推進するため、令和7年2月に新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて、今後は、特に小規模な市町村については、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点を踏まえ、都道府県が、当該都道府県の地方公共団体実行計画区域施策編に基づき実施することや、市町村が、都道府県や連携中枢都市等と共同・連携して計画を策定、実施することも推進する必要がある。 ○激甚化・頻発化する気象災害や地震により、避難施設等のレジリエンス強化に加え、地方公共団体の脱炭素への取り組み機運が高まっていることを踏まえ「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」について引き続き、必要となる財源確保に努め、公共施設のレジリエンス強化・脱炭素化への取り組みを支援する必要がある。 ○脱炭素先行地域の第5回募集では全国66の地方公共団体から46件の提案をいただいた。引き続き多くの積極的な提案をいただけるよう、地方環境事務所を中心に、地方公共団体を支援していく必要がある。															
	次期目標等への反映の方向性		【施策】		「施策の分析」欄に記載のとおり、各施策について目標達成に向けて順調に取組が進んでおり、引き続き取組を進める。														
		【測定指標】		指標については、変更の必要がないため継続する。															

学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> 補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 9か所の脱炭素先行地域選定、重点対策加速化事業の支援及び、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの内容強化・拡充等を通じて、地域主導の再生可能エネルギー導入や、脱炭素型の地域づくりを推進することに貢献した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化との同時実現につながる取組への支援を行うことにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和6年10月1日現在)(環境省)		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書																					
(環境省 R6 - ④③)																					
施策名		目標 9－2 地域循環共生圏づくりの推進										担当部局名		大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室							
施策の概要		各地域で地域循環共生圏づくりを行う団体と、その団体を支援できる中間支援主体の支援・創出等により、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 7年 8月			
達成すべき目標		地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。										政策体系上の位置付け		9. 地域脱炭素の推進							
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画 第2章「持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方」3「今後の環境政策の展開の基本的考え方」(4)「持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～」 地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」																			
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成		
						年度ごとの実績値															
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度									
1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取り組みを行う地方公共団体の数(累積)		－	一年度	300団体	R12年度	－	－	70	168	190	212	234	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要がある、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏づくりに取り組む主体は必ずしも自治体だけではなく、民間の主体が活動主体であった場合は、モデル事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。							△	
						－	52	146	167	－	－	－									
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 地域循環共生圏創造事業費(令和6年度)		1	7461	(5) ー			ー	ー	(9) ー			ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー
(2) ー		ー	ー	(6) ー			ー	ー	(10) ー			ー	ー	(14) ー		ー	ー	(18) ー		ー	ー
(3) ー		ー	ー	(7) ー			ー	ー	(11) ー			ー	ー	(15) ー		ー	ー	(19) ー		ー	ー
(4) ー		ー	ー	(8) ー			ー	ー	(12) ー			ー	ー	(16) ー		ー	ー	(20) ー		ー	ー

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
		(判断根拠)	測定指標1における年度目標をおおむね達成している。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	モデル事業等を通じて地域循環共生圏づくり及びそれを支援できる者の事例を創出できていることから、本事業は政策目標の達成において有効であると判断している。一方で、最終目標年度である令和12年度の目標達成に向けてはさらに多くの地域で地域循環共生圏づくりを進める必要があるため、地域循環共生圏の概念をより多くの者に知ってもらい、実際に取り組んでもらうための効果的な仕組みづくりにも注力する必要がある。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	【施策】 令和7年度は、地域社会に大きなインパクトをもたらす地域循環共生圏づくりの事例の創出、地域循環共生圏づくりの支援の担い手の拡大を引き続き行うとともに、多様な取組事例の見える化及び地域間ネットワークの強化に注力し、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。	
		【測定指標】	【測定指標】 目標達成に向けて順調に推移しており、これまでの目標設定を継続する。なお、指標の文言について、趣旨明確化のため「地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を行っている基礎自治体数」に修正する。	
学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> 有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。また、有識者からなる会議を設け、地域循環共生圏の広報戦略や事業のあり方についても議論し、地域循環共生圏の形成促進のための知見を得た。		SDGs目標との関係	【主な目標】 地域循環共生圏とは、環境・経済・社会を向上させる事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。モデル事業においては、環境面のみならず経済・社会課題を統合的に解決しているモデル地域を形成し、事例を「地域循環共生圏創造のための手引き」としてまとめ、またフォーラムやセミナーで普及活動や担い手育成を行っており、主な目標としては11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 地域循環共生圏の推進は、環境・社会・経済課題の同時解決を原則の一つとしており、多くの課題に共通している原因を根本的に解決する視点を持つことを推奨してモデル事業等を実施している。地域循環共生圏の形成は各地域を持続可能にしていけることであり、すなわちローカルSDGsであることから、おおむねSDGsの目標達成全てに副次的に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果			

施策名	目標 10－1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理										担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室										
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月								
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処										
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和 3 年 3 月 9 日）1.(2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和7年6月20日閣議決定）1.(1)② ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（平成28年12月20日閣議決定）1.(2)																					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						達成				
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度											
	1 汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数（累積）	0市町村	H27年度	11市町村	長期的な目標	- 1市町村	- 1市町村	- 1市町村	- 1市町村	- －	－ －	－ －	・汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。同地域に含まれる当初の市町村数を長期的な目標値とし、これまでに指定解除された市町村数を実績値として記載。						－			
2 対策地域内廃棄物処理・指定廃棄物処理に係る埋立処分量	0	H29年度	1.8万㎡ (袋)程度	R6年度	5万㎡(袋)程度	5万㎡(袋)程度	2.7万㎡(袋)程度	1.8万㎡程度	-	－	－	・福島県内の特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）の処理の進捗を示す指標として、特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画における想定搬入量を目標値とし、また福島県内の特定廃棄物の埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。						○				
					50,412袋	48,333袋	34,323袋	27,516㎡	－	－	－											
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業（平成23年度）	1.2	648	(5) ー			ー	ー	(9) ー			ー	ー	(13) ー			ー	ー	(17) ー			ー	ー
(2) ー	ー	ー	(6) ー			ー	ー	(10) ー			ー	ー	(14) ー			ー	ー	(18) ー			ー	ー
(3) ー	ー	ー	(7) ー			ー	ー	(11) ー			ー	ー	(15) ー			ー	ー	(19) ー			ー	ー
(4) ー	ー	ー	(8) ー			ー	ー	(12) ー			ー	ー	(16) ー			ー	ー	(20) ー			ー	ー

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があると認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。 また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整が続けている。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 ①福島県においては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和7年3月末時点で約18,300件となっているところ。 また、可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置が9市町村(12施設)で計画され、令和7年3月末時点で、9施設が処理を完了、3施設が稼働中である。 平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和7年3月末時点で318,481袋搬入された。 ②福島県以外の都県については、各都県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和7年3月末時点で、石巻圏域、黒川圏域及び仙南圏域では焼却処理が完了、大崎圏域では本焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約に取り組んでおり、これまでに那須塩原市、日光市、大田原市において暫定保管場所への集約が完了し、令和7年5月時点で那須町において集約に向けた準備を進めている。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。	
		【測定指標】	【測定指標】 ・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。 ・廃棄物の処理の段階が埋立処分に移行しており、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入が必要であるため、現行の指標を維持する。	
学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会		SDGs目標との関係	【主な目標】 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進した。当該取組を通じて、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に当たって、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を講じてきた。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」と、目標11番「住み続けられる街づくりを」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	－			

施策名	目標10－2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等										担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室						
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処						
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日)1.(2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1.(2)② ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)1.(2)																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
	1	除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	－	－	331箇所	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	－			
	2	福島県外で発生した除去土壌の処分量	－	－	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	－			
3	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	－	－	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定	－				
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(平成23年度)	1、2	649	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	3	650	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。仮置場等においては、除去土壌等の適正管理を実施しており、除染特別地域においては令和7年3月末時点で9か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和7年3月末時点で0か所となった。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和7年3月末時点で263か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和7年3月末時点で1,023か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、福島県外の除去土壌の処分方法に関して議論するため、有識者による「環境回復検討会」及び「除去土壌の処分に関する検討チーム」を開催(令和6年度はそれぞれ2回)するとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認するため、実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で実施した(栃木県那須町については令和2年3月末、宮城県丸森町については令和6年4月末、茨城県東海村は令和7年3月に終了)。こうした有識者からの助言や実証事業の結果等を踏まえ、令和7年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」を公表した。 ○「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和6年度は、約31万m3の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和7年3月末までに、累計で約1,409万㎡の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,303haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 県外最終処分の実現に向けては、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、国内外の有識者の御意見を頂きながら、除去土壌の減容技術の開発や再生利用の実証事業など減容・再生利用・理解醸成等の取組を着実に進めた。これらを踏まえ、令和7年3月には放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の復興再生利用や埋立処分等の基準を策定するとともに、「県外最終処分の向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を取りまとめた。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分に向けた取組を着実に進めていく ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き取組を進めていく。		
		【測定指標】	○着実に取組を実行できていることから、現行の指標を維持する。		
学識経験を有する者の知見の活用		<参考：施策の実施における活用状況> 環境回復検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、放射線審議会、除去土壌の再生利用に関するIAEA専門家会合等	SDGs目標との関係	【主な目標】 除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を実施した。これらにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めるとともに、中間貯蔵施設の維持管理は周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ進めた。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—			

施策名	目標 10－3 特定復興再生拠点等の整備										担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室								
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画に沿って、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月						
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域、及び特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域の復興及び再生を推進する。										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処								
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)																				
・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)2. (1) ・福島復興再生基本方針(改定)(令和5年7月28日)第2部 第4 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)1. (2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1. (1)③ ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)4. (2)																				
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成	
						年度ごとの実績値														
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								
1 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)		0	H29年度	6	R5年度	0	3	6	－	－	－	－	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。							○
						0	4	6	－	－	－	－								
2 特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計)		0	H29年度	6	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。							－
						1	2	2	2	－	－	－								
3 特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)		0	R5年度	5	R11年度	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。							－
						－	－	0	0	－	－	－								
4 特定帰還居住区域における解体工事完了町村数(累計)		0	R5年度	5	R11年度	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。							－
						－	－	0	0	－	－	－								
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 特定復興再生拠点整備事業(平成29年度)		1.2	651	(5) ー		ー	ー	(9) ー		ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー	
(2) 特定帰還居住区域整備事業(令和5年度)		3.4	19701	(6) ー		ー	ー	(10) ー		ー	ー	(14) ー		ー	ー	(18) ー		ー	ー	
(3) ー		ー	ー	(7) ー		ー	ー	(11) ー		ー	ー	(15) ー		ー	ー	(19) ー		ー	ー	
(4) ー		ー	ー	(8) ー		ー	ー	(12) ー		ー	ー	(16) ー		ー	ー	(20) ー		ー	ー	

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始したところ。令和4年度においては、双葉町、大熊町、浪江町、葛尾村、令和5年度には富岡町、飯館村の避難指示解除がなされ、6町村全ての特定復興再生拠点で避難指示解除がなされた。他方、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。 なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和6年度において飯館村、葛尾村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。 令和7年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市の5市町における「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定されており、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、除染や家屋等の解体を実施しているところ。南相馬市も除染や家屋等の解体に向けた準備を進めているところ。引き続き、着実に取り組みを進めていくことが必要。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	測定指標①: 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に必要な範囲の除染は完了しており、目標値を達成している。 測定指標②: 長期目標であり、特定復興再生拠点区域の計画に沿って関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体を着実に進めていく。 測定指標③④: 令和5年12月から特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体を開始し、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、内閣総理大臣に認定された各市町の特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、すでに避難指示解除済の町村においても、新たに家屋等の解体申請が得られたところへの対応を継続し、地元住民の安心・安全の確保をはかる。また、内閣総理大臣により認定された各市町の特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。	
		【測定指標】	特定復興再生拠点区域の避難指示解除に必要な範囲の除染は完了しているため、次期目標において、測定指標①は設定しない。測定指標②については、長期目標であり、特定復興再生拠点区域の計画に沿って関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体を着実に進めていく必要があることから測定指標を継続して設定する。 特定帰還居住区域については、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な除染や家屋等の解体を継続する必要があることから、測定目標③④については継続する。 【継続】2特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計) 【継続】3特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計) 【継続】4特定帰還居住区域における解体工事完了市町村数(累計)	
学識経験を有する者の知見の活用	—		SDGs目標との関係	【主な目標】 将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能とするものとして定められる区域である特定復興再生拠点区域において、避難指示解除に必要な除染や家屋等の解体を行い、6町村すべての特定復興再生拠点区域で避難指示解除がなされた。また、特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還気居住区域については、昨年計画が認定された大熊町、双葉町において除染や家屋等の解体に着手している。当該事業により、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域において、除染や家屋等の解体を行うことにより、福島県の住民が、健康上の懸念をはじめとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担う子供を安心して生み、育てることができる生活環境を実現することに貢献した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—			

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書（環境省 R6 - ④⑦）																
施策名		目標 10－4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策									担当部局名		環境保健部 放射線健康管理担当参事官室			
施策の概要		東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。									政策評価実施予定時期			政策評価実施時期	令和 7年 8月	
達成すべき目標		原子力被災者の健康確保、健康不安の解消									政策体系上の位置付け		10. 放射性物質による環境の汚染への対処			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和6年3月19日閣議決定）1.（2）⑦ ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針（令和5年7月28日）第3部 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針（平成27年8月25日改定）Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項														
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			達成	
						年度ごとの実績値										
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 研究の採択等件数（被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究）		15	H24年度	20	－	20	20	20	20	20	－	－	被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。毎年度の目標を20件と設定する。			○
						27	33	35	29	－	－	－				
2 受講者満足度（％）（保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均）		83	R2年度	80	－	80	80	80	80	80	－	－	地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。			○
						92	99	98	94	－	－	－				
3 受講者満足度（％）（住民セミナー、車座意見交換会平均）		98	R2年度	80	－	80	80	80	80	80	－	－	地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。			○
						98	97	99	99	－	－	－				
4 「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人（将来生まれてくる子や孫など）への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合（％）（全国アンケート調査）		40	R2年度	20	R7年度	－	－	－	－	20	－	－	原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでている。この認識は、被災地の人たちへの差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。			－
						40.4	46.8	37.3	38.3	－	－	－				

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、測定指標ごとに以下のとおり課題を整理した。 ①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握について引き続き実施する必要がある。 ②③リスクコミュニケーション事業の継続・充実について、令和4年から令和5年にかけて特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、また、令和5年から令和7年にかけて特定帰還居住区域における復興再生計画が認定されたことから相談等の増加が予想されるため、健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。また、相談者と双方向のリスクコミュニケーションを継続していく必要がある。 ④事故後の放射線の健康影響に関する風評払拭と差別・偏見のない社会の実現するため、調査で明らかになった、健康影響への誤解が多い層への情報発信に加え、福島県にゆかりのある方からの情報の信頼度が高い点を踏まえた、福島県民が自ら情報発信を行う施策を展開するなど、情報の受け手の特性にあわせた広報を継続していく必要がある。 ⑤福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。また、甲状腺検査の結果がんが見つかった対象者へのこころのサポート体制も引き続き構築する必要がある。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	上記の成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。	
		【測定指標】	①研究の採択等件数(被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)、②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)、③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)、④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%)、⑤福島県「県民健康調査」の進捗、については、引き続き同様の指標を用いる。	
学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> 有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。 この助言を基に研究課題の採択や評価を実施した。		SDGs目標との関係	【主な目標】 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間とりまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、事故初期における被曝線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んだ。当該取組を通じて、目標3「全ての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」における差別的な慣行の撤廃、11「住み続けられるまちづくりを」における総合的な災害リスク管理の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実支援において、自分の意思で検査を受けるか受けないかの選択をできるよう任意性の担保に取り組んだ。当該取組により、目標16「平和と公正をすべての人に」における非差別的な政策の推進に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	②、③：令和2年度および令和3年度「放射線健康管理・健康不安対策事業（福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業）委託業務報告書」別添（環境省）			